

## フランス

●制度名 段階的引退制度(RP)

●制度概要 年金の満額受給に必要な被保険者期間(原則40年)を満  
たし、老齢年金の支給開始年齢(原則60歳)に達した者が、従  
前の使用者のもとでパート就労しながら、満額年金の一部  
〔部分年金〕と呼ばれる)を受給できる制度である。

フルタイムと比較した就労時間が60~80%の場合は30%  
の部分年金、40~60%の場合は50%の部分年金、40%未  
満の場合は70%の部分年金が支給される。

●利用実績等 1988年の制度発足から2002年1月1日までの利用者総  
数は723件(2001年新規利用者は183人)

●備考 利用者の拡大を図るため、要件緩和など様々な改正が行  
われており、2008年には高齢者雇用における効果という観点  
から評価が行われる予定。

# 年齢に関する法規則等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
年齢差別禁止の根拠法令	雇用における年齢差別禁止法 (The Age Discrimination in Employment Act of 1967:ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法(Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz:AGG(通称、反差別法)など)	労働法典L.122-45条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	
施行年月	1967年	2006年10月	2006年8月	(2001年11月に改正)	
保護対象年齢	40歳以上のみ	全年齢	全年齢	全年齢	
定年制	原則不可	可	可	可	
	可能な定年年齢	65歳以上	65歳以上	65歳以上	
	例外(上記以外で認められる定年制)	①特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制 ②高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制	65歳未満の定年制も一定条件下では可	65歳未満の定年制も一定条件下では可	年金の満額受給権があり、労働協約等に定めがある場合は60歳以上65歳未満の定年制も可。(政府の計画では65歳未満定年制は2009年末までに廃止予定)
高齢者の解雇に対する特別な保護等	先任権制度	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止)	解雇制限法による高齢者の解雇保護	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドララント拠出金)の廃止	
	労働協約において勤続年数の多い者はレイオフ(一時的解雇)やリコール(再雇用)等の際に優先的に処遇される権利を定めている場合が多い。	65歳以上の者にも①不公正に解雇されない権利及び②余剰人員整理解雇手当の請求権、を付与した。  65歳以上の者の就労請求権  労働者は、65歳を超えて就労を請求する権利を有しており、使用者はそれを考慮する義務がある。	不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度を2010年までに段階的に廃止していく方針。  整理解雇時における高齢者等への配慮義務  企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。	

資料出所:厚生労働省「2005～2006年 海外情勢報告」(2007年)

## [参考]EUにおける高齢者雇用政策

### 【法制化】

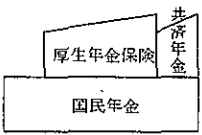

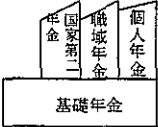
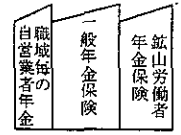
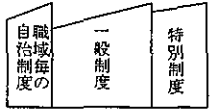
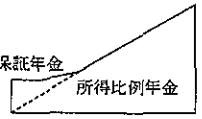
- 1997年 アムステルダム条約  
一般的差別禁止の根拠規定(第13条)
- 2000年 雇用における年齢差別を一般的に禁止する指令  
2006年全面施行

### 【目標】

2001年には全体の就業率を70%に、女性を60%に引き上げるという目標と並んで、高齢者の就業率を50%に引き上げるという数値目標が設定され、60歳弱であった労働市場からの退出年齢を2010年までに5歳引き上げる。

## 年金制度の国際比較

(平成20年7月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び特定の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2007年)	厚生年金：14.996% (2007.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2007.4～、月あたり14,100円)	12.4% (労使折半)	23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8%	19.9% (労使折半)	16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。
支給開始年齢 (2007年)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに65歳に引上げ	65歳10ヶ月 (1942年生まれの方に適用) ※2027年までに67歳に引上げ	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2020年までに65歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳	61歳以降本人が選択。(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし	給付費の27.5% (2006年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等により約24%(2006年)	保証年金部分

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2006 / The Americas, 2005 / The Asia and the Pacific, 2006  
 ・ The Mutual Information System on Social Protection  
 ・ 先進国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか